

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

公 告	ページ
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港湾・海岸課)	1
○海岸法による所有者不明の船舶の措置 (")	1
○公告 (港湾法による所有者不明の工作物等の措置) の廃止 (")	1

公 告

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶その他の物件 (以下「工作物等」という。) の措置を次のとおり行う。

平成27年9月11日

須崎港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
須崎市港町108番1
FRP船6隻 (船名及び船舶番号不明)
- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に須崎港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
- 3 港湾管理者の措置
須崎港港湾管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を撤去させ、港湾法第56条の4第3項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第8項の規定により、当該所有者に当該工作物等の撤去及び保管に要した費用を請求するものとする。

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第12条第4項の規定に基づき、所有者不明の船舶の措置を次のとおり行う。

平成27年9月11日

海岸管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 船舶の放置されている場所、種類及び数
灰方海岸 須崎市浦ノ内灰方地先
FRP船1隻 (船名及び船舶番号不明)
- 2 所有者の行うべき措置
船舶の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該船舶を除却しなければならない。
- 3 海岸管理者の措置
海岸管理者は、船舶の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該船舶を除却させ、海岸法第12条第5項の規定により、当該船舶を保管するものとする。
なお、保管後に船舶の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該船舶の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

平成27年9月4日付け高知県公報第9768号の公告 (港湾法による所有者不明の工作物等の措置) は、廃止する。

平成27年9月11日

高知港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直